

令和4年度第2回
荒川区児童福祉審議会
議事要録

日時：令和4年7月11日（月）午後6時30分～午後7時05分
会場：区役所5階 大会議室

○小堀子育て支援担当部長

それでは、ただいまより令和4年度第2回の荒川区児童福祉審議会を開催させていただきます。

皆様には大変ご多忙な中、第2期の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長選出までの進行を私、子ども家庭部子育て支援担当部長の小堀が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、会議の開催に当たりまして、子ども家庭部長、谷井より御挨拶申し上げます。谷井部長、よろしく願いいたします。

(子ども家庭部長挨拶)

○小堀子育て支援担当部長

それでは、続きまして、席上に配付しております本日の資料のご確認をお願いします。

まず資料につきましては、次第、それから資料1、資料2-1、2-2、資料3-1、3-2、資料4、それから座席表となっております。

また、本審議会の前に行った子育て関係施設の見学会のパンフレット等もお配りさせていただいておりますので、ご確認ください。

次に、荒川区児童福祉審議会委員の委嘱でございますが、委嘱状については、本来であれば、お一人お一人にお願い申し上げるところでございますが、本日はお席に配付をさせていただいております。封筒の中に入れてございますので、ご確認をいただき、何か不備等ございましたら、後ほど事務局までお申しつけいただければと存じます。

改めまして、委員の皆様ですが、席上に配付しております資料1の第2期委員の委員名簿及び座席表をご覧いただければと存じます。

また、本審議会は、資料2-1の条例、2-2の施行規則に基づいて設置されております。

本日の会議は、出席14名、欠席3名となっており、欠席3名の委員のほか、金子委員が遅れてくるのご連絡が入っております。今回の会議につきましては、児童福祉審議会条例の第6条の過半数のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることもご報告させていただきます。

本日は、今期初回の会議になりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたく存じます。

委員名簿の順番に一言ずつご挨拶をいただければと存じます。

それでは、河津委員からよろしく願いいたします。

(委員毎に自己紹介)

○小堀子育て支援担当部長

皆様、ありがとうございました。

次に、関係部署の管理職からご挨拶をさせていただきます。

(関係部課長及び事務局の挨拶)

○小堀子育て支援担当部長

改めまして、第2期もこの職員で皆様と一緒にいろいろな荒川区の子育てについて考えてまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、会議録を作成するために、本日の会議についても録音させていただいております。会議録については、委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただくこととなっておりますので、ご了承いただければと存じます。

続きまして、次第の2、委員長及び副委員長の選出について、荒川区児童福祉審議会条例第4条第1項の規定に基づき、委員の皆様のご互選により選出をお願いしたいと存じます。

(事務局からの推薦により、委員長に河津委員が、委員からの推薦により、副委員長に川松委員が選任。以降、委員長により進行)

○河津委員長

それでは、議事に入ります前に、本審議会につきましては、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第2条の規定により公開となっております。本日は傍聴希望者がおられないということですのでよろしいでしょうか。いらっしゃらないということですので、このまま進行させていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の1ですけれど、里親部会、権利擁護部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会の設置についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

それでは、子育て支援担当部長がご説明をさせていただきます。

部会につきましては、お手元の資料3-1の児童福祉審議会部会設置要綱に基づいて設置されるものです。こちらについてまとめたものが資料3-2の「各部会について」になりますので、資料3-2に基づいてご説明をいたします。

今、議題のご案内のところ河津委員長からもありましたが、部会は4部会ございます。里親部会、権利擁護部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会の4つです。

里親部会につきましては、里親の認定の適否や里親登録の方針、継続等について諮問を受けて答申することが所掌事務となっております。

2つ目の権利擁護部会につきましては、児童相談所の取るべき措置等について諮問を受けて答申すること等が所掌事項となっております。具体的には、施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない場合に諮問をさせていただいて答申をいただくということになってございます。

3つ目の保育部会につきましては、資料3-2の裏面をご覧ください。所掌事項としましては、保育所の設置、認可に当たってですとか、保育所に対する事業停止命令を行うに当た

つての諮問、答申となっております。

4つ目の児童虐待死亡事例等検証部会については、児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出、それから、再発防止等について区に報告することとなっておりますが、死亡事例等の重大案件発生を予防する意味を含め、国の死亡事例の検証報告ですとか近隣の自治体で行った事案などを基に、荒川区として取り組む場合の課題や対応についてケース会議的な検証を行う場として、これまで年に1回開催をしているところでございます。

ご説明は以上です。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま各部会の設置目的とか所掌事項について説明をしていただいたわけですが、この審議会において4つの部会を設置し、それぞれに資料に記載されました所掌事項について、部会における議決をもって審議会における議決とする、第1期と同じですけれども、そのたびに親の審議会を開いているというのも、時間等の関係もありますし、あまり効率的ではないので、各部会ごとの議決をもって審議会における議決とするということにいたしたいと思います。

また、部会員につきましては、荒川区児童福祉審議会条例施行規則第3条の規定により委員長が指名することとされています。既に皆様をお願いしているとおり、資料1の名簿に所属部会を記載しております。そのとおりの部会へご所属いただくということを決定的にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。私の一存で決めているということではなくて、事務局とも相談しながらですけれども、そのようにお願いしたらどうかということでございます。

また、本審議会の終了後に4つの部会を同時に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

その次に、今年度開催した、4月以降、権利擁護部会及び保育部会の審議内容の報告になります。

まず事務局から部会ごとに説明をしていただき、それぞれの部会長からコメントを頂戴したいと思います。

なお、委員の改選がありましたため、第2期の部会につきましては、本日、本会終了後に各部会で選任を行いますが、部会報告は第1期の部会長さんから行っていただきたいと思います。

それでは、初めに、権利擁護部会について、事務局からお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

それでは、子育て支援担当部長から説明をさせていただきます。

今年度の権利擁護部会につきましては、6月9日に開催したところでございます。審議案

件につきましては、児童福祉法第28条第2項に基づく申立ての適否についての諮問となっておりまして、施設入所で保護者の同意が得られないケースとなっております。こちらにつきましては、ご承認をいただいております。また、併せて報告事項といたしまして、令和4年5月分の子ども家庭総合センターの出頭要求ですとか一時保護状況についてのご報告をさせていただいたところでございます。

ご説明は以上です。

○河津委員長

それでは、川松部会長さんからコメントをお願いいたします。

○川松部会長

本年度になりまして1回部会を開催しております。今、ご説明ありましたように、家庭裁判所送致の承認審判に基づく入所の更新の事例でしたけれども、承認ということで結論を出しています。保護者の方の様々な生育歴の背景などを踏まえて、相談関係を継続的に構築しながら、親御さんと一緒に取組をしていただいて、先の見通しを持ったソーシャルワークをしていただくといいのではないかとといったような意見が出されてきました。

権利擁護部会、年間として、諮問をお受けする事例は多くありませんけれども、できるだけ部会を活用して委員の皆様とケースについて様々な意見交換をして深めていければいいのかなと思っております。

今後とも、引き続き事例についての丁寧なソーシャルワークを進めていただくようお願いしたいと思います。

以上でご報告といたします。

○河津委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、保育部会について、事務局からお願いいたします。

○小堀子育て支援担当部長

それでは、保育部会についてご報告を申し上げます。

保育部会につきましては、令和4年6月30日にオンライン会議で開催しております。事業者が、保育所型の認定こども園の計画を立てているに当たり、計画承認についてご審議をいただいたものでございます。こちらについても、附帯意見をつけた上でご承認をいただいているものでございます。

ご報告は以上です。

○河津委員長

それでは、師岡部会長さん、お願いいたします。

○師岡部会長

では、私から少し補足をさせていただきますけれども、まず、審議案件の中に新設認可保育所（保育所型認定こども園）とありますけれども、先ほど部会の概要説明の中では、保育

部会が保育所の設置認可等とありましたが、部会の設置要綱を丁寧に読んでいただきますと、児童福祉法だけではなくて、いわゆる認定こども園法にも基づきながらの設置等の認可、そちらの諮問を受けて答申するという機能も果たす部会でございます。したがって、今回の案件は、当面、認可保育所というスタートでありますけれども、その後、認定こども園というものも視野に入れての申請でしたので、そちらも併せて計画、申請されたもので検討したということになります。

その内容ですけれども、今、ご案内いただいたとおり、計画そのものに関しては承認するというので決しました。ただ、保育内容について厚生労働省が告示している保育所保育指針に基づいて保育の場を整えていただくということなどについて意見を沿えさせていただいたところになります。

以上です。

○河津委員長

大変ありがとうございました。

それでは、2つの部会の報告が終わりましたけれども、2つの部会に関して、何かご質問とかご意見とかがあれば承りたいと思いますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今回は第2期を立ち上げるということがメインですので、この後、4部会にまた分かれるわけですね。ということで、特にそれ以外の議題はないものですから、ご意見がなければ、本件については以上とさせていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局より事務連絡ということでよろしいでしょうか。

○小堀子育て支援担当部長

次回の審議会の日程につきましては、年度末近くなりますが、1月から3月頃を予定しているところでございます。それまでの期間には各部会を開催いたします。また、次回の審議会では、少し先の話になりますけれども、各部会における審議のご報告をさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上です。

○河津委員長

それでは、これをもちまして、令和4年度第2回荒川区児童福祉審議会を終了いたします。ありがとうございました。